

○カジノ管理委員会告示第二号

カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第三号）第三条、第四条第二項、第七条及び第八条第一項の規定に基づき、カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示を次のように定め、令和三年七月十九日から施行する。

令和三年七月十六日

カジノ管理委員会委員長 北村 道夫

カジノ管理委員会が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示

第一条 カジノ管理委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年カジノ管理委員会規則第三号。以下「規則」という。）第三条及び第七条のカジノ管理委員会が告示で定める電子計算機の技術的基準は、カジノ管理委員会の使用に係る電子計算機と電子通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

第二条 行政機関等は、申請等を行う者が規則第四条第二項の規定により当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学的文字読取装置を用いて電磁的記録に記録するときは、当該書面等に記載され又は記載すべき事項を当該電磁的記録に記録した日時及び当該電磁的記録に記録した事項が当該書面等に記載され又は記載すべき事項と相違ない旨を入力させ、又は当該電磁的記録に記録させることができる。

第三条 規則第八条第一項ただし書の処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置は、次の各号のいずれかとする。

- 一 規則第八条第一項本文に規定する措置
- 二 処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等から事前に入手した識別番号及び暗証番号を入力することにより、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録できるようにすること。